

入札制度の適正化について

本市では、入札制度の適正化を図り、公正性、透明性、競争性をより高め、一層の公共工事の品質確保を進めてまいります。

1 建設工事について

(1) 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の改正

最低制限価格制度における最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格について、算定式によらない場合の設定範囲を中央公契連モデルと同様にします。

※算定式及び算定式による場合の設定範囲に変更はありません。

最低制限価格調査制度（最低制限価格）

対 象 算定式により難しい特別なもの

現 行 予定価格の10分の7から10分の8.5の範囲内

改 正 予定価格の10分の7から**10分の9**の範囲内

低入札価格調査制度（調査基準価格）

対 象 WTO対象工事及び総合評価方式について、算定式により調査基準価格を定めることが困難な場合

現 行 予定価格の10分の7から10分の8.5の範囲内

改 正 予定価格の10分の7から**10分の9**の範囲内

(2) 予定価格の一部事後公表の拡大

予定価格の公表について、平成21年10月から原則として一般競争入札を対象に一部事後公表を実施していますが、更なる適正価格での入札を促進するため、一部の業種について適用範囲をC級まで拡大します。

現 行

等 級	業 種	割 合
S級、A級及びB級	土木工事、建築工事、とび・土工工事、電気工事、管工事、造園工事	3分の1から2分の1程度
	ほ装工事	全て

改 正

等 級	業 種	割 合
S級、A級及びB級	土木工事、建築工事、とび・土工工事、電気工事、管工事、造園工事	3分の1から2分の1程度
A級、B級及び C級	ほ装工事	全て

2 建設工事に伴う設計、調査及び測量業務について

(1) 最低制限価格制度の改正

最低制限価格制度における最低制限価格について、算定式及び設定範囲を「予算決算及び会計令」第85条の基準と同様にします。

現 行 予定価格の100分の60から100分の85の範囲内

改 正 予定価格の10分の6から10分の8の範囲内
(地質調査業務は予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内)

算定式：
次の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに①から④までの合計額×1.08

業 種 区 分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額 ×40%	—
建築関係の建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額 ×60%	諸経費の額 ×60%
土木関係の建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 ×90%	一般管理費の額 ×30%
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額 ×90%	解析等調査業務費 の額×75%	諸経費の額 ×40%

(2) 予定価格の事後公表の試行

建設工事と同様に、建設工事に伴う設計、調査及び測量業務についても適正価格での入札を促進するため、予定価格事後公表の試行を行います。

対象業務 土木関係の建設コンサルタント業務
対象件数 数件程度

上記の改正は、平成28年4月1日以降に告示又は指名する案件から適用します。